



シルバー高島

発行/公益社団法人高島市シルバー人材センター 広報部会 滋賀県高島市勝野215 TEL (0740)36-8191 FAX (0740)36-8010



今津 もみじ池



令和6年度 定時総会 開催

理事長就任のあらわり

理事長 北村 政司

この度、令和6年度の定時総会での役員改選にあたり、2期目の理事長に就任させていただきます。

まだまだ経験も浅く、至らぬ点が多々ありますが、高齢者支援に係る熱意は、人一倍高いと自負しており、今日まで諸先輩たちが培ってこられました歴史や伝統を汚すことのないよう、精一杯精進し、次世代に上手く橋渡しできるよう邁進してまいります。よろしく、ご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

今、全国的にシルバー人材センターの高年齢化の波は著しく、高島市でも同様で、企業様の定年延長、再雇用制度の関係もあり、新規の若年会員さんの入会が減少し、会員の平均年齢も76・1歳と高年齢化が顕著であるとともに、10年前に比べると約100人の会員減少となっております。

超高齢者社会の中で、組織全体で避けられない課題でもありますが、健康で楽しく、元気な会員さんの姿を市民の方々にお見せすることで、シルバー高齢者の認知度が上がり、魅力を感じて頂けるシルバー人材センターに生まれ変わるものと信じております。

本年度末には、高島市シルバー人材センターが発足して20年の節目を迎えます。

この機会に、新役員が一丸となり、会員の皆様のご意見や発注者さんの要望も受け入れながら、デジタル化への取り組み、働き方の改革を模索し、気軽に受注・入会していただける、シルバー人材センターへと変革してまいります。会員皆様の温かいご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年度 安全大会開催

8月29日(木) 藤樹の里文化芸術会館にて令和6年度の安全大会を開催いたしました。

高島市南部消防署の方にお越しいただき、熱中症などの救急対応について講義をしていただきました。皆様とても真剣に耳を傾けておられました。



令和6年度 第1回 グラウンドゴルフ大会



7月23日(火)

総勢29名の会員様が参加
皆様、健闘されました。



- 優勝 長谷川 時夷 様 (写真右)
- 準優勝 山浦 清春 様
- 3位 浜田 久 様
- 4位 中西 春江 様
- 5位 小林 二郎 様

令和6年度役員紹介



新役員が
決定しました!

令和6・7年度

役員名簿

監事	常務理事	就業部	安全・適正	広報部	事業部	総務部	副理事長	理事長									
杉本 健一	森本 多一郎	吉田 角弘	坂尾 政門	中田 豊二	中村 佐次郎	上原 秀雄	小林 二郎	中島 利明	庭川 幸子	鎌田 忠夫	落合 増夫	門地 喜代春	高見 和美	西川 満智子	小坂 重昭	谷口 浩志	北村 政司

令和6・7年度 レクリエーション会 幹事名簿

新旭	高島	朽木	今津	マキノ	安曇川						
井関 鎮雄	足利 英雄	白崎 和枝	山本 徳樹	岡本 富士子	中村 佐次郎	藪田 昌雄	島本 正秋	細木 七寛	滝 輝夫	福田 満男	今井 美千代



会員数 令和6年11月1日現在 () 内はプラチナ会員数

地区名	男	女	合計
安曇川	52 (6)	36 (3)	88 (9)
マキノ	63 (9)	8 (1)	71 (10)
今津	88 (19)	27 (6)	115 (25)
朽木	16 (1)	6 (1)	22 (2)
高島	28 (3)	15 (3)	43 (6)
新旭	56 (5)	41 (4)	97 (9)
合計	303 (43)	133 (18)	436 (61)



環境美化活動

令和6年10月17日(木)

高島市内6地域で総勢106名の方に参加して頂きました

マキノ地域



今津地域



新旭地域



朽木地域



安曇川地域



高島地域



インボイスとフリーランス新法

インボイスについて

インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除の新しい方式で正式名称は「適格請求書保存方式」といいます。適格請求書（インボイス）にもとづいて消費税の仕入税額控除を計算し、証拠書類を保存する消費税法上の制度です。

インボイス制度



簡単に言えば、「仕入税額控除」を受けるために必要な条件のことです。

例えば、販売店がテレビを10万円（税抜）で消費者に販売したとします。この時、販売店が受け取る消費税は10%ですので1万円となります。一方、販売店は工場からテレビを8万円で仕入れており、この際に10%の8千円の消費税をすでに支払っています。消費者から受け取った消費税1万円から工場に支払った消費税8千円を引いた2千円が、国と地方自治体に納付すべき消費税額となります。



二重課税にならないように支払った消費税額は控除しなければなりません。このことを「仕入税額控除」といいます。

もし仕入税額控除できないとどうなるでしょうか？

上記の例の販売店で考えると、テレビの販売額（税抜）は10万円、仕入額（税抜）は8万円ですから、利益は2万円です。一方、工場に支払った消費税8千円を控除できないとなると、納付すべき消費税額は1万円となり、工場に支払った8千円の消費税はこの販売店の負担になってしまいます。つまり、利益は12,000円です。（利益2万円－消費税8千円）20,000円と12,000円の利益ではかなりの差です。

仕入税額控除するためには、売り主が発行した「適格請求書（インボイス）」が必須となります。インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」として登録された課税事業者だけです。免税事業者は、インボイスを発行できません。

つまり、ここが超重要ポイントですが、免税事業者からの仕入れに対しては、買い主は仕入税額控除を受けることができません。免税事業者を支払った消費税については、すべて買い主側の負担となってしまいます。「適格請求書」に基づいて消費税の正しい申告・控除を受けましょう!!



フリーランス新法について

フリーランス新法とは、フリーランスと発注事業者の間のトラブルを防ぎ、安心して働ける環境を整備するために発注事業者が業務内容や報酬額を、書面やメールなどで明示することを義務付けた法律です。

フリーランスとして働く上で、仕事の内容や報酬、支払い時期などを明確にしておくことは非常に重要です。口約束だけで仕事を進めると、後々トラブルが発生する可能性があります。皆様も、お仕事前に「就業条件明示書」の確認をお願いします！



会員さんコーナー クイズ 脳トレ (四文字熟語)

生活

生		現	
---	--	---	--

生活

晴		雨	
---	--	---	--

状態

	余	曲	
--	---	---	--

宗教

		無	常
--	--	---	---

自然

三			温
---	--	--	---

人間感情

	田	引	
--	---	---	--

人間感情

	怒		楽
--	---	--	---

新入職員紹介



業務係 河原林 真喜子

昨年6月より臨時職員としてお世話になっておりましたが、この4月より正職員として事務局で勤務させていただいております。
業務係は、会員の皆様と接する機会が多くお電話や直接お会いすることで元気をいただいております。
まだまだ覚えることが沢山あり、ご迷惑をおかけすることもございますが皆様に負けないぐらい楽しく、元気に日々仕事に精進して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。



業務係 武内 洋子

令和6年5月1日よりお世話になっております、武内洋子と申します。
まだ6か月程と日も浅く経験値と言えるほどのものも持ち合わせておりませんが、誰かのお役に立ち、またそれが誰かの生きがいにも繋がるというこちらでのお仕事は私自身にとっても大変魅力的でやりがいのあるものだと感じております。
ぜひ皆様と共に地域貢献、延いては社会貢献が出来ればと考えておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



女性会員募集

高島市内の各地域において「女性会員」が不足している状態です。

従来から、会員増員の手段として会員の皆様の「口コミ」が最も有効とされています。

ご近所・ご友人などでお仕事をしたいと考えておられる方がいらっしゃいましたら、まずは高島市シルバー人材センターへご相談・お問合せいただくことをお勧めください。

ご相談・お問合せ先 公益社団法人 高島市シルバー人材センター ☎ 36-8191



答え：生涯現役、晴耕雨読、紆余曲折、諸行無常、三寒四温、我田引水、喜怒哀楽